

# PLAZA NEWS LETTER(11月号)

10月は、熊本市で新型コロナウイルスになる人は少なかったです。でも、外に出るときはマスクをして、家に帰ったら、うがいと手を洗ってください。11月は10月に比べると気温は下がります。風邪を引きやすくなるので、気を付けましょう。

9月に熊本市外国人総合相談プラザで受けた相談を紹介します。9月は129件の相談がありました。「出入国管理手続き」、「雇用・労働」、「日本語学習」についての相談が多くありました。

## 出入国管理手続きについての相談内容は、

- ・日本の大学を卒業して、熊本で仕事が見つかりました。在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に切り替えました。しかし、新型コロナウイルスのせいで、仕事がなくなりました。在留資格をどうしたらいいのか、教えてください。
- ・「技術・人文知識・国際業務」で仕事をしています。専門学校で勉強したいので、仕事を辞めることにしました。専門学校に行くまでの間、在留資格はどうなりますか？

## 雇用・労働についての相談内容は、

- ・英語の先生をしています。新型コロナウイルスのせいで、仕事が減りました。仕事を探したいです。手伝ってもらえますか。
- ・日本人と結婚して、熊本に住んでいます。今、バイトをしています。フルタイムの仕事をしたいです。探すのを手伝ってもらえますか。

## 日本語学習についての相談内容は、

- ・永住者です。日本語能力試験を受けます。試験の準備をしたいのですが、どうしたらいいですか？
- ・日本人と結婚してフィリピンから熊本にきました。息子もフィリピンからきました。息子は日本語がほとんどできないので、勉強させたいです。どうしたらいいですか？

## 新型コロナウイルスについての相談は、

「新型コロナウイルスワクチンの接種券が、まだ来ていません。どうしたらいいですか?」、「熊本でPCR検査を受けることができる病院やクリニックを教えてください」、「新型コロナウイルスワクチンを打つための予約の方法が分かりません。教えてくださいませんか?」などの相談がありました。新型コロナウイルスとワクチンの情報は、プラザのHPでわかります。困ったことがあれば、熊本市外国人総合相談プラザにいつでも連絡してください。

プラザには、前のページで紹介したように、たくさんの相談があります。特に「在留資格」についての相談は多いです。「在留資格」についての相談は、行政書士の先生に相談できます。このページでは、プラザにあった相談をもとに、在留資格「永住者」について説明します。

在留資格は、33種類あります。「活動からなるもの」と「身分からなるもの」とに大きく2つ分けることができます。33種類の在留資格のことは、出入国在留管理庁のHPをみてください (<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html>)

「活動からなるもの」とは、その活動に応じた在留資格に基づいて日本にいます。この在留資格を持つ人は、その人が日本でいてもいい活動が決められています。例えば、通訳の仕事をしているとか、大学や日本語学校で勉強をしている人たちです。

「身分からなるもの」とは、日本人と結婚したり、永住者や定住者などです。

「永住者」について、具体的な例と一緒に説明します。

永住者とは、日本でいてもいい活動に制限がなく、日本にいつまでも住むことができる資格です。初めての入国（日本に入ること）のときに、永住者の資格をもらうことは、基本的にできません。その前に、他の在留資格、例えば、「日本人配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」などの別の在留資格で、日本で生活をして、そのあと、永住者に変更するという形になります。

プラザには、永住者について、下のような相談がありました。

・「技術・人文知識・国際業務の在留資格で仕事をしているけど、将来、永住者へ変更したい」

・「長い間熊本で仕事をしているので、永住者に変更したい」というものです。

永住者に変更するためには、いろいろと要件（守らないといけないこと）があります。具体的には、①日本に10年以上住んでいること、②日本で5年以上、フルタイムの仕事をしていること、③永住者に変える前に、銀行に十分な貯金があること、④日本に住んでいる間、大きなトラブルや事件を起こしていないこと、などがあります。また、日本語の能力があることも大切です。永住者になりたいひとは、日本語でコミュニケーションができるように、勉強しましょう。

また、日本に10年以上住んでも、「留学」や「技能実習」の在留資格で5年以上住んでいた場合は、永住者になるための要件には認められていません。これは1つの例です。永住者になるための要件は、皆さんの今の在留資格や生活の状況などによって違います。もし、在留資格を永住者に変えたいけど、何をしたらいいのか分からない、自分に必要な要件が分からないひとは、一度、プラザに相談してください。皆さんの今の在留資格や仕事の状況などをもとに、行政書士の先生と一緒に、アドバイスをします。

## 熊本フィリピン人会の紹介



今回は熊本で活動をする「FOK(熊本フィリピン人会)」の紹介です。

2017年10月、フィリピン人の会は、熊本市国際交流会館でフィリピン祭りを行いました。このお祭りを通じて、熊本県に住んでいる色々な外国人住民の人や熊本県だけでなく他の県に住んでいるフィリピン人と繋がりました。お祭りのオープニングセレモニーを担当したスタッフは、フィリピンの色彩豊かな伝統服を着ました。フィリピン会の人吉支部のメンバーたちが、フィリピンの伝統舞踊を披露してくれました。Tinikling(テニクリン)と呼ばれる、フィリピンでは有名なバンブーダンスも披露しました。また、フィリピンでは、全てのお祭りやお祝い事で伝統料理をふるまう習慣があるので、このお祭りでも、フィリピンの伝統料理を出しました。お祭りにはたくさんの人が参加してくれました。お祭りの時間は限られていましたが、とても素敵な経験でした。参加をしてくれた外国人住民の人と楽しい時間を一緒に過ごせましたし、多文化共生を理解するいい機会となりました。このお祭りを通じて、将来、様々なコミュニティと一緒に住むことの大切さに気づいた人がたくさんいたと思います。いつかまたイベントをする機会があれば、時間配分や内容を良くしたいと思います。

フィリピン人の会は、2008年12月に始まりました。情報共有や助けが必要なフィリピン人のメンバーに色々な支援をするために、この会は創られました。また、コムスタカー外国人と共に生きる会の支援を受けながら活動をしています。コムスタカー外国人と共に生きる会は、フィリピン人だけではなく困っている外国人、誰でも相談に乗ってくれます。



## 熊本パストラルの会紹介

毎年、マリアン祭を行っています。毎年9月にマリアン祭のお祝いをしています。私たちの団体は私たちのモデルであり、私たちの神の子の母である聖母マリアを尊崇する教会と深いつながりがあります。聖母マリアと神を愛することは、私たちにとってとても大切なことです。

5月には、カトリックの伝統行事として、5月の女王への尊敬のシンボルとして、ロザリオの祈りと花を捧げます。私たち熊本パストラルの会は、教会からの愛と友愛と世界中の人々を繋げる架け橋です。

\* 事前活動 - 肉体的、財政的、精神的支援を必要としている人々を支援しています。

代表者：Shimada Rose Yuka



くまもとしがいいこくじんそうごうそうだん あんない  
熊本市外国人総合相談プラザのご案内

くまもとしがいいこくじんそうごうそうだん  
熊本市外国人総合相談プラザでは英語、中国語、ベトナム語、タガログ語などの相談員による多言語でのライフサポートを行います。また、法律関係や在留資格関係、就職や住居に関する相談など各種専門相談も実施しています。

がつ そうだん  
11月の相談スケジュール

| 月曜日       | 火曜日          | 水曜日  | 木曜日        | 金曜日                               | 土曜日                    | 日曜日                              |
|-----------|--------------|--|------------|-----------------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 01        | 02           | 03<br>文化の日<br>出入国管理相談<br>ベトナム語相談<br>中国生活相談<br>ドイツ語相談   | 04<br>韓国相談 | 05<br>スペイン語相談<br>中国生活相談<br>アメリカ相談 | 06                     | 07<br>ベトナム語相談<br>中国生活相談<br>教育相談  |
| 08<br>休館日 | 09           | 10<br>おしごと相談<br>タガログ語相談<br>中国生活相談<br>ドイツ語相談  | 11<br>韓国相談 | 12<br>中国生活相談<br>アメリカ相談            | 13                     | 14<br>中国生活相談<br>教育相談             |
| 15        | 16           | 17<br>住まいの相談<br>ベトナム語相談<br>中国生活相談<br>ドイツ語相談  | 18<br>韓国相談 | 19<br>中国生活相談<br>アメリカ相談            | 20<br>中国生活相談<br>無料法律相談 | 21<br>出入国管理相談<br>ベトナム語相談<br>教育相談 |
| 22<br>休館日 | 23<br>勤労感謝の日 | 24<br>中国生活相談<br>ドイツ語相談   | 25<br>韓国相談 | 26<br>中国生活相談<br>アメリカ相談            | 27                     | 28<br>中国生活相談<br>教育相談             |
| 29        | 30           | 01   | 02         | 03                                | 04                     | 05                               |
| 06        | 07           | メモ: 相談時間 13:00~17:00(※の相談は以下の時間で行います)<br>※中国生活相談 13:00~18:00 ※出入国管理・住まいの相談 13:00~16:00<br>※おしごと相談 10:00~18:00 ※無料法律相談 14:00~16:00(要予約)<br>※教育相談 10:00~15:30(要予約) |            |                                   |                        |                                  |

せんもん そうだん  
専門の相談について

- 外国人の為の出入国管理相談  
(在留資格の変更や入国管理に関する相談)  
毎月第1水曜日・第3日曜日 13時~16時
- 外国人の為の住まいの相談  
(住居に関する相談・アパート探しなど)  
毎月第3水曜日 13時~17時
- 外国人の為の無料法律相談  
(様々な法律に関する相談)  
毎月第3土曜日 14時~15時~  
※前日までに必ず予約が必要です  
予約がないときは法律相談はありません。
- お仕事相談(就職に関する相談)  
毎月第2水曜日 10時~18時

※相談員の都合により急にキャンセルになることがあります。相談をしたい人は電話かメールできてください。

生活ガイダンスの動画を配信中！  
熊本市で暮らすために必要な情報や知っておくと役に立つ情報を動画で紹介しています。もともとは、プラザに直接きてもらって行って行っていたが今は、新型コロナウイルスの影響のため動画で配信しています。やさしい日本語と英語で紹介しています。  
ぜひ下の URL からみてください！  
(熊本市外国人総合相談プラザの HP や FB からみることが出来ます)  
<https://www.kumamotoif.or.jp/plaza/list00151.html>



熊本市外国人総合相談プラザ HP



熊本市外国人総合相談プラザ FB

熊本市外国人総合相談プラザは  
様々な情報を発信しています。  
ぜひ CHECK してください

熊本市外国人総合相談プラザインフォメーション  
場所 熊本市国際交流会館2階  
住所 〒860-0806熊本市中央区花畑町4-18  
電話 096-359-4995  
E-mail soudan@kumamoto-if.or.jp  
時間 午前10時00分~午後6時00分  
休み 第2、4月曜日(国民の祝日の場合翌平日)  
年末年始: 12月29日~1月3日

